

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区保育部長 和田 康子

緊急事態宣言を受けての保育施設の運営について

日頃から世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

保護者の皆様におかれましては、この間、感染予防対策へご協力いただき、改めて御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 2 5 日、国より再度の「緊急事態宣言」が発令されました。都内では、変異株による陽性者の割合が増加しており、変異株の感染力の強さや若年層の変異株感染の増加等、急速に感染が拡大することが危惧されています。保護者の皆様におかれましては、感染防止対策を徹底いただいているところですが、区内保育施設では、感染報告が増加傾向にあり、休園する園も出るなど予断を許さない状況が続いております。

区としては、今般の感染状況と国の緊急事態宣言を受けまして、現在の通常保育では、感染拡大防止と安全な保育を継続していくことが難しいと判断したため、保育対応レベルをレベル 2 に引き上げることとし、保育所等運営の考え方を以下の通り定め、保護者の皆様には可能な範囲で登園の自粛のご協力をお願いすることとなりました。

区では、引き続き、感染拡大防止に全力で取り組んでまいりますので、保護者の皆様もお通りの園と協力しながら、「2 保護者の皆様へのお願い」にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この通知文に記載の取り扱いについては、現時点のものです。今後の状況によっては変更することもございます。

1 保育所等運営の考え方

緊急事態宣言に伴い、就業先の自粛や休業、ご自身の仕事の調整等により自宅での保育が可能な方につきましては、登園の自粛や保育時間短縮のご協力をお願いいたします。また、在宅で勤務されている方や私立認定こども園の幼稚園枠の方につきましても、登園日数を減らしていただくことや保育時間の短縮など、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。そのうえで、保育が必要な方には、通常と同様に保育の提供を行ってまいります。

また、保育の実施にあたっては、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づき、園内における罹患者やクラスターの発生防止策を徹底し、感染拡大防止の強化を図った上で、適切な保育を実施してまいります。

今回の登園の自粛の協力については、保護者の方の判断において、登園を控えたり、保育時間の短縮などご協力していただける可能な範囲でお願いするものです。

2 保護者の皆様へのお願い

登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養をとり、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。

保護者、同居の家族の方で咳や発熱等の症状がある場合もお子様の登園はお控えください。

送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。

ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

濃厚接触者となった場合は、検査の結果にかかわらず、健康観察期間の登園をお控えください。

3 適用期間

令和3年4月26日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月11日(火)まで

4 保育料等の取扱いについて

(1) 認可保育園等

保育料等の取扱いにつきましては、登園自粛の協力のお願いを実施している期間(保育対応レベル2:縮小保育を実施している期間)について、児童の欠席理由にかかわらず、登園した日数に応じて決定します。算定方法や徴収方法等の詳しい内容は、区ホームページをご確認ください。

(2) 認可外保育施設

登園自粛の協力のお願いを実施している期間(保育対応レベル2:縮小保育を実施している期間)について、欠席日数に応じた補助を実施します。詳しくは区ホームページをご確認ください。

【区ホームページ掲載場所】

(1) 認可保育園等

ホーム > 目次から探す > 子ども・教育・若者支援 > 保育 > 保育園の申込み等について > 入園のご案内>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等の保育料等の取扱い

(2) 認可外保育施設

ホーム > 目次から探す > 区政情報 > 区の紹介・統計情報>区の紹介 > 区からのお知らせ > 新型コロナウイルス感染症の影響による認可外保育施設の保育料の取扱い

上記(1)(2)ともに「ホーム > お知らせ > 注目情報 > 新型コロナウイルス感染症に関するまとめ > 子ども・子育て > 保育園・児童館等」からもご覧いただけます。

5 その他

今回の「登園自粛への協力のお願い」は、国の「自治体等から利用を控えるよう依頼があった場合」に相当する、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。

運営中の保育所等で園児、職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、状況に応じて、当該園の一部もしくはすべてを一定期間休園することがあります。

6 添付文書

「感染状況に応じた保育の対応」改訂版

現在の状況に応じて対応内容を一部改訂しました。

【担当】

区立保育園に関する事 電話 03-5432-2319

私立保育園に関する事 電話 03-5432-2320

私立認定こども園・地域型保育事業に関する事 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関する事 電話 03-5432-2313

保育料等の取り扱いに関する事 電話 03-5432-1200